

令和 7 年度第 1 回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 24 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 場所 堺市役所高層館 20 階 第一特別会議室（堺市堺区南瓦町 3-1）
- 3 出席委員 熊谷委員長、中川委員、堀川委員
- 4 審議対象期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 会議の概要

(1) 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名

熊谷委員の委員長選出及び中川委員の委員長職務代理者への就任が承認された。

(2) 報告案件

- ・事務局から、令和 6 年度第 2 回堺市入札監視等委員会における資料の訂正について報告を行った。
- ・事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について報告を行った。

(3) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数 175 件）のうち、委員が抽出した 4 案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格 250 万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格 100 万円を超えるもの

【審議案件一覧】

審議案件	契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
第 1 号	一般競争入札 (特別簡易型総合 評価落札方式)	土木工事	宮山台下水管耐震化工事（6-21）（詳細設計付）	213,169,000 円
第 2 号	一般競争入札	建築工事	南部地域整備事務所倉庫新築工事	13,608,100 円
第 3 号	一般競争入札 (特別簡易型総合 評価落札方式)	舗装工事	J-GREEN堺 S6 フィールド人工芝張替ほか工事	214,742,000 円
第 4 号	随意契約	機械器具設置工事	大和川ポンプ場 No. 5 雨水ポンプ長寿命化対策工事	440,000,000 円

（抽出理由）

第 1 号：令和 5 年度から試行実施している詳細設計付工事の 2 件目の発注であるため

第 2 号：辞退が多く、入札金額にばらつきが見られたため

第 3 号：総合評価落札方式を採用した案件で、入札参加資格に施工実績要件を付しているため

第 4 号：金額規模の大きい案件で、設置業者から業務移管を受けた事業者との随意契約であるため

6 審議の結果 各案件に係る「講評」のとおり

7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

《令和7年度第1回堺市入札監視等委員会審議案件》

【宮山台下水管耐震化工事（6－21）（詳細設計付）】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本工事の内容はどういったものか。 詳細設計付工事による発注を試行実施しているとのことだが、この方式のメリットは何か。 令和5年度に初の詳細設計付工事として発注した案件（砂道町下水管耐震化工事（5－21）（詳細設計付））（以下「砂道町案件」という。）に係る効果検証はどのようなものか。 砂道町案件と、2例目の詳細設計付工事としての本案件とで、何か発注に当たって考え方を変えた部分はあるのか。 詳細設計付工事という新たな発注方式ということで、業者側に困惑等はなかったのか。 共同企業体を組んでの入札参加が条件ということであるが、競争性の確保についてはどのように認識しているのか。 下水管の老朽化への対応が緊急の課題となっているということが、この取組の背景にあるのか。	下水管きょ延長約2.2kmの管更生工事であり、管径800mm未満の小口径を対象としている。延長の内訳は、分流汚水約1.3kmの56スパンと分流雨水約0.9kmの31スパン（※）である。 ※スパン：マンホールとマンホールとの間の下水管延長のこと。 設計と工事とを一括で発注することによる工期の短縮をはじめ、本市、業者双方の効率化をメリットとして想定していたものである。 設計と工事とを分離発注する場合は、通常、入札・契約に係る事務手続等も含めトータルで約2年間の期間を要するところ、砂道町案件においては7か月間の期間短縮効果につながった。 発注に当たっての基本的な考え方は変えていないが、設計手法においては、砂道町案件では、本市全体の管延長を基に1スパン20mと固定した概算により積算していた結果、実際に工事を進める際の現場との乖離が大きかったところ、本案件では実際の工事場所の管延長を基に精緻な概算による積算を行うこととし、これにより、実際に工事を進める際に設計内容との乖離を小さく抑えることができたという差異がある。 事前に詳細設計付工事による発注の予定について周知を図っていたこと、また、設計や工事の進め方自体は従前と大きく異なるものではないことから、業者にも特段の困惑はなかったものと認識しているが、今後の継続した検証が必要と考えている。 本案件も含め、現在（令和7年7月時点）までに詳細設計付工事として発注済みの3案件の全件において10者以上の入札参加があり、一定の競争性は確保できているものと考えているが、今後の案件でどのような結果になるか、検証課題であるにとらえている。 御指摘のとおりである。今後の更なる下水管の老朽化の進行は全国的な課題となっている。そうした中で、より効率的に改築・耐震化を進めるための手法として採り入れたものである。

今後に向けて、詳細設計付工事の採用の拡大等はどのように考えているのか。	現状は小口径の下水管に係る工事で採用している。口径の規模等により求められる工法が異なってくるが、そういった点の考え方や、あるいは他の工種に活用できるかといったことも含め、今後検証を進めていきたい。
《講 評》 堺市上下水道局では、下水管耐震化工事を早期に進めるべく、詳細設計と建設工事とを一括発注する、いわゆる「詳細設計付工事」を試行実施しており、本案件は、令和５年度発注の砂道町案件に次ぐ２件目の案件であった。今回は、本案件に加え、砂道町案件の効果検証の観点も含め議論した。 砂道町案件では工期短縮のメリットが発揮され、従来の設計施工分離発注の場合に要する期間に比して７か月間の期間短縮効果があったという点を確認した。 本案件も基本的に砂道町案件と同様の考え方により発注しているが、設計手法に関して、砂道町案件では大雑把な標準代価により積算していたところ、本案件ではより精緻な数値で積算する手法をとったという点が差異であったと確認した。また、入札の競争性については、本案件において１０者の入札参加があり、１１者が参加した砂道町案件と同様、一定の競争性は確保できているものとする。 堺市の詳細設計付工事については、先進的な取組として多数の地方公共団体から視察や問合せがあったとのことである。今後も効果検証を重ね、課題があればクリアするなどしてより良い枠組を構築し、全国的な政策課題でもある下水管等の老朽化・更新問題の解決に実効的に取り組まれない。	

【南部地域整備事務所倉庫新築工事】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
辞退が多かった要因について把握しているか。 工期が短いことが原因ではないか。 工期をもう少し早くから始めることはできなかったのか。 2 年の計画だと工期が年度末になってしまうと分かったときに、他の方法に変えなかったのか。 なぜ工期が延長となったのか。 有効札の 3 者のうち、1 者は事前公表されている予定価格と同額で入札している一方で、2 者は最低制限価格を下回り無効となった。金額のばらつきについて、どのような理由が考えられるのか。 予定価格が公表されている中で、ある程度最低制限価格が予測できたと考えるが、2 者が最低制限価格を下回った。最低制限価格の見積もりは難しかったのか。	工場で製作するものが多く、納期に不安があったこと、1 月 22 日からの工期であり年度末であったこと、小規模工事とはいえ通常工事と同等の工種が必要であり、下請け業者との調整に時間を要するのではないかという懸念があり敬遠されたことが要因であると推察している。 工期が 1 月 22 日から年度末までであり、工期が 2 か月程度しかなかったことも影響していると考ええる。 当初建築部に依頼したが設計から工事まで 3 年を要するとのことだった。本案件の工事内容の 6 割が土木工事の要素であり、建築工事はプレハブ倉庫の設置のみであったため、土木部で施工管理等をできないか相談したところ、設計から工事まで 2 年でできることが分かった。本工事の目的は中区の市有地の売却に伴い南区に倉庫機能を移設するものであり、土地の売却を少しでも前倒しで進めるため、最短の工期設定としている。 土地の売却スケジュールや予算の関係上難しかった。 資材置場に面する道路と場内地の高低差が見込みより大きく、外構フェンスの支柱の高さが当初計画していた設計から変わることが判明したため特注品の生産が必要となり、その製作日数分、工期を延ばさざるを得なかったため。 入札参加者にヒアリングを行ったところ、落札したい意向が強く、低い金額で見積もったとのことだった。また、入札参加業者が問い合わせた取引業者によって、倉庫やフェンス等の加工製品に価格の差が生じたものと考えられる。 建築工事の案件だが、土木工事の要素も含まれていたため、多数の業者が応札してくると考えた業者が、落札するために低めの金額で入札した結果、最低制限価格を下回ったものと考えている。

《講 評》

本案件は種々の事情により発注が予定より遅れたものの、工期設定は適切であったとのことである。また工事も問題なく完了したとのこと。

しかしながら、開札結果を見ると 13 者中 10 者が入札辞退を行っており、本案件の工事内容や積算に特殊性はなかった点を踏まえると、工期の短さを懸念して辞退された可能性は否定できないものと考ええる。

土木系工事の所管による建築工事の発注であり、勝手に違った中で様々な課題が生じたことは一定理解できるが、発注時の短工期の条件により競争性が阻害されるようなことがあったとすれば適切な発注とは言えない。

本事例と同様の案件は頻繁には生じないかと思うが、今回生じた課題について検証し、例えば計画通知の提出といった手続について組織内で円滑化を図るなどにより、適切な工期の設定をはじめ、公平・公正な入札が行えるよう今後の参考とされたい。

【Ｊ－GREEN堺Ｓ６フィールド人工芝張替ほか工事】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
指定検査機関によるフィールドテストに特殊性があり入札参加者が少ないということだが、このテストはどの程度厳しいものか。	舗装の平坦性など市の品質管理基準よりも厳しいものである。特に、サッカーフィールドの長辺だけでなく短辺においても平坦性の管理基準をクリアする必要があり、高精度の施工が求められる。また、人工芝敷設後のフィールドテストとしてボールの垂直反発の高さ等についても基準値を満たす必要がある等、他の舗装工事とは違う特殊性がある。
検査システムが大きく変わると側聞したが、どのように変わるのか。	J F A（日本サッカー協会）の公認制度が今年度末の申請をもって終了し、その後は人工芝サッカーフィールドについて新たなガイドラインが J F A から公表されると聞いている。新たなガイドラインが公表され次第、内容を確認したい。
本件の入札参加業者は２者だが、この厳しい検査に対応できる業者は、他にもいるのか。	令和 6 年度時点で施工実績を有する業者は 10 者あったと把握している。
それは地元の業者か、地元業者との J V という形態か。	市内業者の場合や実績のある市外業者と市内業者とが J V を組んでいる場合など様々である。
入札参加業者の増減はどうか。	令和 5 年度までは 5 者から 9 者の入札があったが、令和 6 年度は実績のある業者同士が J V を組んで応札したので、結果的に 2 者となった。
入札にあたり施工実績が大きな要件となり、間口が狭いものであるが、その点に対してこれまでの堺市はどのような取組を行ってきたか。	施工経験のある業者と J V を組むことで市内業者に施工経験を積んでもらうことや、入札参加業者の所在地要件を市外業者まで広げて発注している。
非常に特殊性が高い工事とのことであるが、工期について問題はないか。	当該施設の閑散期である 1 月から 3 月を工期として設定しているが、問題はないと考えている。
競争性の確保について、J V を組むことで施工経験を積むこと以外に対策はあるか。	J F A の公認制度が終了するという大きな要素を控えており、基準が緩和される又は維持されるなどの内容により、施工実績要件についても検討していかなければならないと考えている。

《講 評》

実績要件を付した理由について、J F Aの公認取得のため、厳しい検査に合格する必要があるといった工事の特殊性や、工期も期間は十分であるが時期が限られているという事情を踏まえると、適切かつ確実な施工の担保という観点では一定理解できるものであると考える。

しかしながら、公共工事の入札執行において競争性の確保は原則であり、入札参加業者が少ないことは、決して軽視できるものではない。

入札参加業者数について、特殊工事 J Vの仕組みを活用することで実績を持つ業者が増えるの見込んでいるが、入札参加業者数が伸び悩んでおり、今後も同種工事の発注が続くのであれば何らかの対策を講じる必要があると考える。

現行の J F A公認制度が今年度末で終了するとのことであり、これを契機とし、今後の課題解決に向けた検証・検討を行われたい。

【大和川ポンプ場N o. 5 雨水ポンプ長寿命化対策工事】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本工事の内容はどういったものか。	大和川ポンプ場には、汚水を処理施設に送水する汚水ポンプ設備と、雨水を河川（大和川）に排水する雨水ポンプ設備とが各々5台設置されており、堺市中心市街地の浸水対策に大きく寄与している。本件は、5台ある雨水ポンプ設備のうち1台について、令和6年6月に原動機の故障が発生し機能が停止したことから、部品の取替え、分解整備を行った工事である。
「長寿命化対策工事」とは何か、具体的に説明されたい。	更生工法あるいは部品取替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為のことをいう。施設・設備の全体の再建設や取替えのような「更新」ではなく、部分的に対応する工事である。
想定外の故障に起因する工事であったとのことだが、具体的には、どのような故障であったのか。	原動機において、タービンの羽根とその周囲をカバーする部材とが熱で変形して接触し、これにより削れたくずが溶解した後に再度凝固したことでタービンが作動しなくなったものである。
本工事の対象機器について保守・点検を担っている業者は、本工事の契約相手方と同じ業者か。	同じ業者である。
本案件の場合、随意契約を選択する背景には、専門的な技術・知見・ノウハウを有する業者に任せることで「安全・安心が担保される」ことが前提にある。これは非常に重要な前提であり、発注者としても受注者としてもその点を明確に意識する必要がある。	御指摘のとおりである。
本案件では、雨水ポンプ設備における一連の機器等に係る設置業者が有する技術・知見・ノウハウが必須であることが随意契約の理由となっているが、当初に機器を設置する際からそういった認識はあったのか。	雨水ポンプ設備については、どのメーカーにおいても固有の技術・知見・ノウハウによる部分があることから、当初の機器設置の際の入札の結果どのメーカーが落札したとしても、後々の修繕等の際にはそのメーカーでしか対応できないという状況になることが多いものと理解している。

今回は「長寿命化対策工事」とのことだが、当初から「長寿命化対策工事」を行うことを想定していたのか。 計画的に保守点検を進めていくことが前提ではあるが、「更新」ではなく「更生（部分取替え等）」で「長寿命化」を図るという対応については、今後トレンドになると考えられるか。 「更生（部分取替え等）」等の工事を進めるに当たって、機器の製造業者等と随意契約を締結するというケース以外に、案件によっては入札により対応することもあるのか。	今回は、想定外の故障に起因する対応として「長寿命化対策工事」による発注としたが、従前の計画では、所要のメンテナンス、修繕等を講じつつ十分耐用年数まで使用した上で「更新工事」を行う想定であった。本案件において施工したような、いわゆる「長寿命化対策工事」を具体的に想定していたわけではなかった。 御指摘のとおりである。昨今の気候変動から局地的な豪雨等も増えている中、重要なインフラ設備として適切に保守点検を進めつつ、計画的に「長寿命化」を進め、本市としての目標耐用年数に近づけることができるよう対応していきたい。 メーカーが有する技術・知見・ノウハウを必要とする案件については一者随意契約が必要となる。ただ、ポンプ設備に関するものであっても、一般の市場に流通している部品等については入札により本市が購入し、それを工事業者に支給材料として提供するというケースもある。 業者に係る受注機会の均等確保の考え方もあるため、案件の発注の都度、入札により対応できる部分がないかという点についてはしっかりと検討していきたい。
《講 評》 本案件は、雨水ポンプ設備について原動機の故障によりその機能が停止したことを受け、随意契約により部品取替え、分解整備の工事を行った案件であった。 雨水ポンプ設備は、ポンプ本体、減速機、原動機等様々な機器により構成されており、各機器が確実に連動しての運転が必要とのことであり、また、既設の関連機器への影響等も含め特注的な要素があり、重要なインフラ施設の正常機能の確保のためには設置施工業者が有する技術、知見、ノウハウが必須であることから、当該業者から業務移管を受けた業者と随意契約を締結したという点を確認した。本案件で一者随意契約を締結した対応は、合理性が認められるものであると考える。 しかしながら、地方公共団体における契約は一般競争入札によるのが大前提であることを踏まえ、安易な随意契約の選択は避けなければならない。 今後も本案件と同規模の工事発注が見込まれるとのことであるため、発注の都度、入札により対応可能な部分がないか、随意契約でないかと真に対応できないか等、慎重な検討の上で適切な対応を選択されたい。	